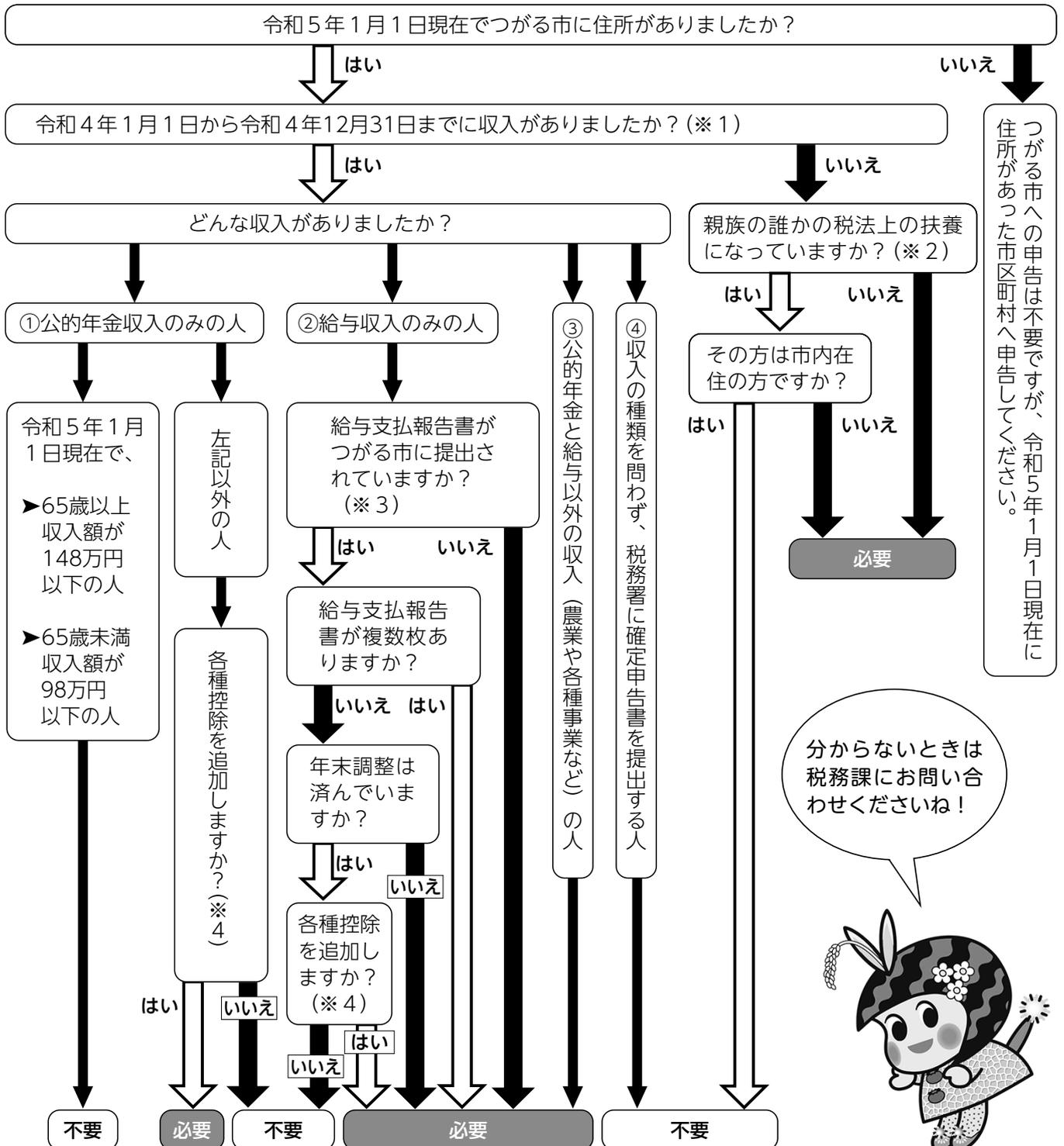


市・県民税申告相談のお知らせ

【受付期間 2月7日(火)～3月15日(水)】

令和4年分市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告がスムーズに行えるよう関係書類をそろえて今から準備をお願いします。まずは市・県民税の申告が必要かどうか、以下のフローチャートでチェックしてみましょう。

1 申告が必要かどうか確認しましょう



分からないときは
税務課にお問い合わせくださいね！



- ※1 遺族年金、障害年金、雇用保険のみを受給していた人は、収入がなかった人に含まれます。
- ※2 保険証の扶養とは異なります。
- ※3 あなたの給与支払報告書が つがる市に提出されているかどうかは、給与支払者へご確認ください。
- ※4 各種控除とは、扶養控除、配偶者控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、ひとり親(寡婦)控除、寄附金控除、障害者控除、住宅借入金等特別控除などがあります。

2 申告会場に行かなくても申告できます！

申告会場に来場しなくてもスマートフォンやパソコン、郵便を利用して申告ができます。

●住民税申告の郵送での申告

以下の書類を市役所税務課まで郵送してください。

- | |
|--|
| ①記入した申告書（市役所、各出張所に用紙を備え付けてあります）
②マイナンバーの番号が分かるもの（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写し等）
③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し※マイナンバーカードなら②と③の両方の確認が可能です。
④添付資料（収支内訳書、医療費通知書、保険料控除など申告したいことの確認資料） |
|--|

なお、**郵送された書類は返却しません**ので、申告書の控えが欲しい方は切手を貼った返信用封筒も同封してください。
必ず連絡先を記入してくださいようお願いいたします。

☒ 送付先：〒038-3192 つがる市木造若緑61-1 つがる市役所税務課

●確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで簡単に申告書を作成することができます。また、作成し印刷した申告書と添付書類を税務署へ郵送または持参することもできます。

さらに、e-Tax送信なら、源泉徴収票の添付が不要、所得税の還付処理が早いなどのメリットがあります。

【令和4年分（令和5年1月以降）からはさらに便利に！】

・マイナンバーカードの読み取り回数が1回に

令和5年1月からマイナンバーカードを利用して申告される方のマイナンバーカードの読み取り回数が1回になります（過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です）。

初めて、マイナンバーカードを利用して申告される方は、マイナンバーカードで本人確認していただくと、次回の申告以降、1回の読み取りで済みます。

・青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に

令和5年1月から青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能になります。また、パソコンの画面もリニューアルします。

・マイナポータル連携の自動入力対象が拡大

マイナポータル連携とは、マイナポータル経由で、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能です。令和4年分確定申告からは、新たに医療費通知情報（1年間分）、公的年金等の源泉徴収票および社会保険料（国民年金保険料）控除証明書もマイナポータル連携の対象となります。

対応しているスマートフォンやパソコンの機種、申告方法など、詳細は国税庁ホームページでご確認ください。

確定申告書等
作成コーナー



3 令和4年分の変更点

①市・県民税の非課税判定における未成年者の年齢引き下げ

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和4年分から1月1日（賦課期日）時点で18歳または19歳の方は、未成年者にあたりませんので、合計所得金額が38万円を超えると課税されます（扶養親族がいる場合、非課税となる合計所得金額の範囲が異なります）。

17歳以下の未成年者で令和4年分の合計所得金額が135万円以下の場合は課税されません。

未成年者の対象年齢が変わります

令和3年分まで	令和4年分から
20歳未満 (平成14年1月3日以降に生まれた方)	18歳未満 (平成17年1月3日以降に生まれた方)

②住宅ローン控除の期間延長と控除限度額の見直し等

所得税における住宅ローン控除の適用期間が4年間延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した方も対象となります。また、控除率を0.7%に引き下げつつ、新築住宅等の控除期間は13年へと上乘せされました。

令和4年分以降、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、当該年の所得税課税総所得金額等の5%（上限97,500円）の範囲内で当該年の翌年分の市・県民税から控除されます。

その他変更点について、詳しくは国税庁ホームページ「令和4年分確定申告特集 住宅ローン控除を受ける方へ」をご覧ください。

4 コロナ対策について

新型コロナウイルスの感染防止対策として、**職員のマスク着用、入り口にタブレット型検温器の設置、相談席での仕切り設置、定期的な換気**などを行う予定ですのであらかじめご了承ください。

会場での密集・密接状態を避けるため、松の館会場では**待合室を設けることとしました**。会場に着いたら番号札をお持ちになり、自分の番号が呼ばれるまで待合室（会場向かいの和室、または会場隣の研修室）にてお待ちください。

5 申告相談の際に持参するもの

マイナンバーカードをお持ちの方	(番号確認書類・身元確認書類) マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方	① (番号確認書類) 通知カードやマイナンバーの記載のある住民票の写しなどのうちいずれか一つ ② (身元確認書類) 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、障害者手帳などのうちいずれか一つ
扶養している者や事業従事者がいる方	その者のマイナンバーが分かるもの
申告者本人の口座番号が分かるもの	申告者本人名義の通帳など
以前に利用者識別番号の用紙を受け取ったことがある方	利用者識別番号の用紙

各種所得ごとに持参するもの

給与所得者の方	給与の源泉徴収票
公的年金所得の方	公的年金等の源泉徴収票
農業、営業、不動産などの事業所得の方	収入・経費を記載した収支内訳書 記載した内容の根拠資料 (領収書など)
一時所得の方	保険の一時金や満期返戻金の受取通知書
譲渡所得の方	売買契約書、譲渡費・取得費がわかるもの (収用・あっせんの場合は) 特別控除証明書
雑所得の方	個人年金保険を年金形式で受け取った場合の支払証明書 シルバー人材センターの配分金支払証明書

各種控除を受けたい方が持参するもの

医療費控除	「医療費控除の明細書」または「医療費支払通知書」 ※医療費の領収書ではなく「明細書」か「通知書」の添付が必要です。
社会保険料控除	国民年金保険料等の領収書
生命保険料・地震保険料控除	保険会社が発行する保険料控除証明書
寄附金控除	寄附金受領証明書
障害者控除	障害者手帳など (お持ちの方)
住宅借入金等特別控除	契約書、登記事項証明書、借入金年末残高証明書、各種補助金の証書など その他に住宅の性能や、取得したときの状態に応じて追加が必要となる書類があります。 詳しくは国税庁ホームページ「令和4年分確定申告特集 住宅ローン控除を受ける方へ」をご覧ください。

6 申告相談にあたっての注意点

- 申告をしなければならない方が申告をしないと、国民健康保険税の軽減措置が適用されない、所得証明書などの各種証明書が発行されないなどの不利益が生じます。
- 車力会場は北消防署の2階になります。お間違のないようお願いいたします。
- 待ち時間短縮のため、**収支内訳書や医療費控除の明細書の作成がお済みでない場合は申告相談前に作成してもらいます。**申告相談前までに書類を作成してご持参ください。
- 収支内訳書や医療費控除の明細書の様式は市役所税務課、各出張所窓口に設置してあるほか、市ホームページからもダウンロードできますのでご活用ください。

7 よくある質問

Q1 収入がないのに申告しないといけないの？

A1 収入がなくても以下に該当する方は市・県民税申告をする必要があります。

- ・国民健康保険に加入している方
- ・誰の扶養親族にもなっていない方
- ・市外の方の扶養親族になっている方

Q2 医療費は10万円を超えないと控除されないの？

A2 医療費控除は控除する方の総所得金額等の5%か10万円のどちらか低い方の金額を超えた分が所得から控除される制度ですので、必ずしも10万円を超えないと控除されない、というわけではありません。医療費控除の金額は、次の式で計算した金額 (最高で200万円) です。(実際に支払った医療費の合計額 - (1) の金額) - (2) の金額

(1) 保険金などで補てんされる金額

例) 生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など

(注) 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

(2) 10万円

(注) その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額

例) 総所得金額等が150万円の人で、1年間に支払った医療費の総額が8万円だった

→総所得金額等の5%は7万5千円となり10万円よりも低いので、8万円-7万5千円=5千円が所得から控除されます。

Q3 申告を済ませた後に医療費通知書が届いたけどどうすればいいの？

A3 申告相談受け付け期間内であれば訂正することができます。ただし、医療費控除は所得から控除されるものなので、控除する所得がない方については訂正しても税額に変更がない場合があります。

所得税・贈与税の申告と納税は	3月15日 (水) まで
消費税・地方消費税の申告と納付は	3月31日 (金) まで
国民健康保険税の申告は	4月17日 (月) まで



8 市・県民税申告相談日程表

各会場とも受付時間は8時45分～16時30分（12時～13時は除く）

平日の相談が困難な場合、2/19（日）・3/5（日）9時～16時30分、松の館2階視聴覚室で受け付けます。

木造・柏・森田地区 [会場：松の館2階 視聴覚室]				
月	火	水	木	金
		2/8	2/9	2/10
		【柏地区】 下町・鶴野・かしわ団地 かしわニュータウン 岩木団地・第2岩木団地	【柏地区】 沖蒔・末吉・藤岡 広須・姥島	【柏地区】 上古川・鷺坂・玉水
2/13	2/14	2/15	2/16	2/17
【柏地区】 下古川・八重崎 稲盛・小和巻	【柏・森田地区】 上派立・小中野 相野	【森田地区】 山田・つきみの団地 月見野丘団地 第二月見野丘団地	【森田地区】 森田・床舞	【森田地区】 大館・勝山
2/20	2/21	2/22	2/23	2/24
【森田地区】 猫淵・中田 漆館・吉野	【川除地区】 芦屋・川除・豊田 今市・芦沼・秋桜団地	【川除・出精地区】 蓮川・立花 出野里・芦部岡	祝日	【出精地区】 大畑・東林・西林
2/27	2/28	3/1	3/2	3/3
【出精地区】 生田・兼館・石館 善積・堅固	【出精地区】 夕日岡・出崎・蓮花田 永田・土滝・加納・小田原	【柴田地区】 濁川・中の林 中館・細川・町居田 桜井・里見・柴田 近野・十文字・平野	【柴田・越水地区】 菊川・福原・千代田 遠山・三ツ館・下福原	【越水地区】 広岡・あざみ岡・越水 駒田・吉見・吹原 南広森・丸山
3/6	3/7	3/8	3/9	3/10
【館岡地区】 館岡・亀ヶ岡 筒木坂・平滝	【館岡・出来島地区】 菰槌・大湯町・出来島	【旧 町】 有楽町・菟中・浮巣	【旧 町】 上町・松原	【旧 町】 蓮沼・赤根 浦船団地
3/13	3/14	3/15	3/16(木)以降の所得税確定申告は市役所で受け付けできません。五所川原税務署へ直接ご相談ください。(電話34-3136) ※電話による事前予約が必要です。	
【旧 町】 田町・桜木団地 若緑団地	【旧 町】 横町・清水町 成田団地	【旧 町】 千代町・吉岡下木造		

車力地区 [会場：北消防署2階]				
月	火	水	木	金
	2/7	2/8	2/9	2/10
	車力町・下車力町	牛瀧町・下牛瀧町		
2/13	2/14	2/15	2/16	2/17
富蒔町	富蒔町 豊富町			
建物西側に駐車スペースがありますので、そちらをご利用ください。				

稲垣地区 [会場：稲垣ふれあいセンター]				
月	火	水	木	金
	2/13	2/14	2/15	2/16
				千年・再賀 沖善津
				吉出・語利 沼館・野末
2/20	2/21	2/22	2/23	2/24
繁蒔・繁田 船越・下繁田	元増・福富 中派立・前村 下派立	野田・楽田 細沼・鶴見里	祝日	沼崎・穂積 家調

※日程をよくご確認になり、お間違えのないようお願いいたします。

※午前中と月曜日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

※申告がスムーズに行えるよう地区毎に日程を定めています。なるべく割り当てられた期日にお越しください。

【申告期間前の問い合わせ先】 税務課 電話 42-2111（内線216）

【申告期間中の問い合わせ先】 ※土日祝日は除く

・松の館（申告相談専用）電話 49-2181（2/8～3/15） ・車力地区会場 電話 56-2111（2/7～2/14）

・稲垣地区会場 電話 46-2111（2/16～2/24）